

第 4 回 小諸市自治基本条例ワーキンググループ

用語の定義

(1) まちづくり

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
	まちづくり 地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みをいいます。

(2) 自治

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議で確認した自治】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自分たちのことは、自分たちで処置すること</u>（広辞苑） <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>市民が市政に参加し、要求や意見に基づき自主的・民主的に行政が運営され、市民と行政及び議会の協働のまちづくりを推進すること</u>をいいます。 2 <u>市民自らの意思と責任において、市政に積極的に参加するとともに、地域の一人として共同生活環境向上のため、主体的にまちづくりを推進すること</u>をいう。 	自治 自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行なうことをいいます。

(3) 参加

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
	参加 まちづくりの企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。

(4) 協働

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議で確認した協働】</p> <ul style="list-style-type: none">異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、それぞれの特性を活かしながら、対等の立場で協力して共に働くこと <p>【小諸市役所行政経営方針：基本理念】</p> <p>市民の幸せ度の向上を図るため、地域の実情と市民ニーズを把握し、市民とともに知恵を出し、汗をかく市民協働の行政経営をすすめます。</p> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ol style="list-style-type: none">行政と議会は情報公開を積極的に進め、市民と情報を共有し、市民と行政及び議会が対等の立場で役割と責任を果たし、暮らしやすいまちづくりを進めていくことです。よりよいまちづくりのため、市民と市及び自治会が情報を共有し、それぞれの役割と責任において、積極的に参加・協力することをいう。	協働 それぞれの役割と責任に基づき、まちづくりのために対等な立場で相互に補完し、協力して行動することをいいます。

各主体の権利・責務・役割等

(2) コミュニティ

コミュニティの定義・責務・役割

自治会などの地域型コミュニティとNPOなどのテーマ型コミュニティを大きく一つのコミュニティとして規定するか、主体毎に細かく分けて規定するかにより内容が変わります。

コミュニティ

	市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
定義	<p>【市民会議等での意見】 (自治会・区) ・<u>一部地域において共同生活上の必要から、共通の利益の促進のために自発的に組織された住民による任意団体。</u> ・<u>区の公的な位置づけが必要。</u> ・<u>その地域で生活する人たちが自主的にルールを作って生活している自治組織として定義し、区の自主性を尊重してほしい。</u> (ボランティア) ・<u>営利を目的とせず不特定多数の利益になる公益の資する活動を自発的に行なう個人、団体。市にとって、どのような存在であるかを明確にする。</u></p> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】 1 コミュニティ <u>地域の自治会(区)・ボランティア団体・NPO団体(法人以外)等、自主的に活動する団体等</u> 2 コミュニティ <u>市民による、明るい豊かな社会実現のために自主的に結ばれ多様に組織された集団</u> 3 コミュニティ <u>市民が、まちづくりのために自主的に集まり責任を持って活動する組織をいいます。</u> 自治会 <u>市に居住する人々が、自主的にその地域の特長に従った活動をする組織をいいます。</u></p>	<p>市民活動団体 ボランティア団体等、公共的かつ公益的な目的をもった自主的に活動する組織をいいます。</p> <p>区 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に組織する団体をいいます。</p>

定義	<p>4 コミュニティとは、<u>自主性と責任を自覚した市民が、互いに助け合い、公益性のある活動を行なう組織</u>である。</p> <p>コミュニティには</p> <p>1.市民が<u>自らの意思で主体的に活動する市民活動組織（ボランティア）</u>と</p> <p>2.市の<u>一定の地域住民が自治組織に基づき主体的に行なう自治会・区組織</u>がある。</p>	
責務 役割	<p>【市民会議等での意見】</p> <p>（自治会・区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>住民の意見を代表する責任。</u> ・<u>構成員の協働の利益の促進。</u> ・<u>会計や運営計画などの情報を発信する責任がある。</u> ・<u>加入、未加入に関わらず、地域の意見を把握しなければならない。</u> ・<u>自治会活動に参加しない市民の意見は聞く必要はない。</u> ・<u>個人間の問題の解決。</u> ・<u>自治会間の情報交換が必要。</u> ・<u>事業予算も与え、区の裁量権を大きくする。</u> <p>（ボランティア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>使命に基づく活動を行い、公益に資する。</u> ・<u>協力者や地域社会に対する説明責任がある。</u> <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1 各種コミュニティ活動があり、一概に定義できないが、極力明文化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニティは、<u>それぞれの目的に沿い、積極的にまちづくりに寄与するものとする。</u> ・自治会（区）は、<u>区民との協働により地域生活環境の向上に努めるものとする。</u> ・ボランティア活動等は、<u>市及び市民の理解・協力を得た上で、使命に基づき自発的に公益に資する活動を行なうものとする。</u> 	<p>（市民活動団体）</p> <p>第 条 市民活動団体は、地域社会の担い手であることを自覚し、それぞれの特性を生かしながらまちづくりの推進に努めます。</p> <p>2 市の執行機関は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援します。</p> <p>（区）</p> <p>第 条 本市に住む人は、区へ加入し、区の活動へ参加、協力するよう努めます。</p> <p>2 区は、区への参加、協力が促進されるよう必要な環境づくりに努めます。</p>

責務
役割

- 2・まちづくりの担い手として重要な役割を果たしている位置づけと支援。
 - ・コミュニティ活動に市民の参加を促す。
- 3・市民は、明るい豊かな社会実現のために組織された自治活動組織等に参加協力することに努めます。
 - ・市民は、明るい豊かな社会実現のために重要な行政課題に対し住民投票を行なう権利があります。
 - ・市民による明るい豊かな社会実現のために組織された自治活動組織等はそのための環境づくりに努めます。
- 4 コミュニティは市民と同じ権利義務を有します。自治会は、まちづくりにあたって法令に違反しない限り自治規則を作り会員に守らせることができます。市民は、それぞれ居住する地域の自治会に加入することが原則です。
- 5・市民は、地域社会の一員として、コミュニティ活動に積極的に参加するよう努める。
 - ・市民、市議会、市の執行機関は、このコミュニティ活動の役割を尊重し、支援に努める。
 - ・市民活動組織は、市民が気軽に市民活動（ボランティア）に参加できるよう活動の輪を広げる。
 - ・自治会、区は、地域のより良い生活環境の充実を図る。